

被扶養者資格確認フローチャート

スタート

→ はい

→ いいえ

対象者は、あなたの直系尊属、配偶者(内縁含む)、子、孫、兄弟姉妹の何れかにあたりますか？
※₁国内居住要件を満たす必要あり

対象者は、あなたの三親等内の親族、内縁の配偶者の父母、及び子の何れかにあたりますか？
※₁国内居住要件を満たす必要あり

あなたは対象者と同居※₂していますか？

あなたは対象者と同居※₂していますか？

あなたの毎月の仕送り額(手渡し不可)の12ヵ月合計が、対象者の年収を超えていますか？

対象者の生計は、あなたからの日常・継続した生活費の援助によって「主として」維持されていますか？

対象者の年収はあなたの年収の1/2未満ですか？

対象者は被扶養者の資格がありません

対象者の年収総額は130万円未満ですか？
※配偶者を除く19歳以上23歳未満は150万円未満
※60歳以上または障害年金受給要件に該当する程度の障がい者は180万円未満

対象者は被扶養者の資格がありません

対象者は被扶養者資格がある可能性があります

申請に必要な書類(裏面参照)をご提出ください。扶養能力、生計維持関係、扶養の必要性等について、公正かつ厳正に審査し、扶養の認否を判断します。

※₁ 国内居住要件とは、日本国内に住民票を有し、かつ生活の基礎が日本にあることを指します。
例外) ●外国で留学する学生 ●海外赴任する被保険者に同行する家族 ●観光、保養、ボランティア活動など、
●就労以外の目的で一時的に海外渡航する者 ●被保険者の海外赴任中に身分関係が生じ、上記同行者と同等と認められる者 ●その他、渡航目的や事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

※₂ 同居とは、同じ家屋に居住し、かつ住民票同一世帯(世帯主が一人)となっている場合のみを指します。ただし、下記の場合は別居として扱います。

- 同じ家屋に居住していても、住民票が別の住所表記の場合
- 住民票が同一の住所表記であっても、世帯分離(世帯主が複数)により世帯が別になっている場合

お問い合わせは ダイワボウ健康保険組合 TEL 06-6281-2525

被扶養者認定に必要な書類一覧

Aは申請される方全員に提出いただく資料です

※「写し」と記載がないものはすべて原本で提出してください

A	申請者全員	1	健康保険被扶養者（異動）届 ※健保HPからダウンロード 住民票（世帯全員分・続柄明記）
		2	【出生の場合】母子手帳（写し）可 ※①誕生日②保護者氏名③出生届出済証明（市区町村長押印済）が必要

Bは該当する箇所の資料を提出してください

B	子	出生	3	【被扶養者ではない配偶者を有する場合】配偶者の課税証明書	
		収入がない学生	4	【高校生以上の場合】「学生証（写し）」または「在学証明書（写し）」	
			5	【被扶養者ではない配偶者を有する場合】配偶者の課税証明書	
		収入がある学生	6	【高校生以上の場合】「学生証（写し）」または「在学証明書（写し）」	
				7	「労働条件通知書」等※ 給与と収入のみで、「労働条件通知書」等の労働契約の内容がわかる書類の提出が可能な場合、下記の8と9の提出は必要ありません。
				8	課税証明書
				9	【給与収入がある場合】直近3カ月の給与明細書（写し）
				10	【被扶養者ではない配偶者を有する場合】配偶者の課税証明書
		収入がある方		11	扶養状況調書 ※健保HPからダウンロード 「労働条件通知書」等※
				12	給与と収入のみで、「労働条件通知書」等の労働契約の内容がわかる書類の提出が可能な場合、下記の13と14の提出は必要ありません。
			13	課税証明書	
			14	【給与収入がある場合】直近3カ月の給与明細書（写し）	
			15	【各種年金収入がある場合】国民年金、厚生年金、企業年金、個人年金、共済年金、障害年金、遺族年金、各種恩給、労災年金 「年金改定通知書」または「年金振込通知書」（いずれも最新のもの）等	
			16	【健保給付金がある場合】傷病手当金、出産手当金 支給明細書等健保手当金等の受給額が確認できるもの	
			17	【事業収入がある場合】農業、林業、漁業、その他自営業 【不動産収入がある場合】【配当金収入・利子収入がある場合】 過去3年分の「確定申告書」と「収支内訳書」	
	収入がない方		18	扶養状況調書 ※健保HPからダウンロード	
			19	課税証明書	
	退職した方 （雇用保険失業給付金受給前、または受給をしない方）		20	扶養状況調書	
			21	健康保険資格喪失証明書	
	退職した方（雇用保険失業給付金受給後の方）		22	雇用保険離職票 1.2（写し） ※離職票がない場合、源泉徴収票（写し）等の退職日がわかるもの	
			23	扶養状況調書	
			24	健康保険資格喪失証明書	
			25	雇用保険受給資格者証（ハローワークで発行） （両面写し・支給終了印のあるもの）	

Cは被保険者と別居の場合のみ、提出いただく資料です

C	別居の場合は右記も追加 （16歳未満の子、学生は除く）	26	戸籍謄本等（続柄明記）
		27	直近3ヵ月分の送金証明書 「振込通知書（写し）」、または「通帳（写し）」等

※「労働条件通知書」等を提出した方は、下記をご確認ください。

- ・「労働条件通知書」等で年間収入が判定できない場合、従来どおり課税証明書、直近3カ月の給与明細書（写し）を提出していただきます。
- ・被扶養者資格確認調査（検認）においては、その時点における最新の情報が記載された「労働条件通知書」等を提出してください。「労働条件通知書」等が存在しない場合、若しくは実際の年間収入と解離がある場合、課税証明書、直近3カ月の給与明細書（写し）を提出していただきます。
- ・「労働条件通知書」等で年間収入を判定した場合、労働条件の変更の有無に関わらず、契約の更新が行われた場合、その都度、更新内容がわかる書面等を提出してください。

◆必要に応じて内容の問い合わせや、追加書類を求める場合があります。予めご了承ください。